

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 商法

【出題趣旨】

商法の入学選抜試験の出題趣旨は、法科大学院の既修者としての商法の知識や学力といった能力を十分に身に付けているかどうかを厳正かつ客観的に判定するものである。出題される問題は、商法の主要科目である会社法の内容を中心としている。

そして、会社法の横断的知識の修得を判定するという入学選抜試験の趣旨から、会社法の総則（会社の法的性質・権利能力等）から、会社の設立、株式・新株予約権の性質・新株発行の手續、株主の地位と権利、株主総会の権限と手續、取締役の義務と責任、代表取締役の権限、取締役会の権限と手續、監査役、監査等委員会、指名委員会等、会計参与及び会計監査人の意義と権限、株式会社の計算及び社債等、持分会社の意義と性質、会社の組織再編（合併、会社分割等）等をその出題範囲としている。

出題される試験問題は、商法における重要科目である会社法の条文とそれに関する主に最高裁判所の判例を中心としている。出題される問題の内容は、代表的な教科書や判例集の学習を前提として出題されているものである。

出題の形式としては、商法は短答式を採用している。全体は15の設問から構成されており、2つの内容に分けられる。第1に、第1問から第10問においては、5つの選択肢の記述の中から会社法の条文ないし判例の趣旨に照らして、正しいもの又は誤っているものを選択するものである。第2に、第11問から第15問においては、会社法の条文又は判例に関する記述の空欄について、5つの中から適切なものを1つ選択するものである。

【採点基準】

商法の入学選抜試験の採点基準は、商法の主要科目である会社法の条文の正確な知識と最高裁判所を中心とする判例の知識を身に付けているかどうかについて、客観的な観点から厳格に判定するものである。会社法の重要な条文と各種の判例は、法科大学院の学習、ひいては司法試験の受験においてきわめて重要な基礎となるものである。そのため、法曹資格を得るための法科大学院に入学する際には、そうした能力の修得が必須のものとして求められる。

採点基準は、商法上の重要科目である会社法の条文とそれに関する最高裁判所の判例の内容等を踏まえて、具体的かつ客観的に設定されている。解答は、代表的な教科書や判例集を活用した学習により、確実に可能となるよう周到に配慮されている。採点はそうした点を考慮した上で、受験者の能力を判定するものとしてきわめて厳正に行われている。そこで、入学者の法曹としての適性ないし高水準の質の確保が十分になされうることになる。

商法の具体的な配点は、40点満点になる。前述したように商法の出題問題の全体は15の設問から構成されており、2つの内容に分けられ、その内容に応じて配点が設定されている。第1に、第1問から第10問の配点は、各3点であり、10問の設問で合計30点になる。第2に、第11問～第15問の配点は、各2点であり、5つの設問で合計10点となる。全体を合計すると、40点満点となる。

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 民事訴訟法

【出題趣旨】

民事訴訟法の全分野に渡って、ごく基本的かつ初歩的な知識の有無を問う問題である。ほとんどは条文の知識を問うているに過ぎないが、若干、よく知られた判例の知識が必要な問題もある（例、問7、問11選択肢1・4、問15、問16選択肢5、問19選択肢4）。

【採点基準】

問1～10は、単純な○×問題であるので、各1点、問11～20は、5者択一問題であり、問1～10よりは正解の確率が下がるので、各3点の配点となっている。

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 刑事訴訟法

【出題趣旨】

刑訴法の出題趣旨は、問題文にも掲げてある以下の点についての基本的知識を問うものである。刑訴法の条文と理論の基本的な点に関して、正確な理解が求められている。また、最高裁判所の判例についても押えておく必要がある。

- 問1 被疑者の勾留
- 問2 証拠の取調べ請求
- 問3 捜索・差押え
- 問4 公判前整理手続
- 問5 冒頭手続
- 問6 証拠の取調べ
- 問7 訴因変更
- 問8 供述書面の証拠能力
- 問9 裁判
- 問10 逮捕状の発付
- 問11 控訴
- 問12 保釈
- 問13 自由な証明
- 問14 共犯者・共同被告人の供述
- 問15 職務質問